

福井県法人会連合会青年部会連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は福井県法人会連合会青年部会連絡協議会（以下「本会」という）と称する。本会の事務局は、公益社団法人福井県法人会連合会（以下「県法連」という）がこれに当たる。

(組 織)

第2条 本会は県下各法人会（福井、敦賀、南越、小浜、奥越、坂井）の青年部会（以下「各青年部会」という）により組織する。

(目 的)

第3条 本会は各青年部会が相互に緊密な連携を深めるとともに広域的な部会活動の推進を図る事を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 青年部会の運営に関する研究及び情報交換
- (2) 各青年部会の相互啓発及び親睦を深めるための事業
- (3) 税務、経営、経済等に必要な研修・講習会の開催
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(協議会委員)

第5条 本会の構成員（以下「協議会委員」という）は各青年部会の正副部会長とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 監事 3名以内

(役員の選考)

第7条 役員の選考は次のとおりとする。

- (1) 会長は、福井法人会青年部会長職にある者とする。
- (2) 副会長は、各青年部会の部会長職にある者及び福井法人会青年部会の副会長職1名とする。
- (3) 監事は、各青年部会の持ち回り制とし、持ち回りの順序は法人会の建制順とする。

(役員の職務)

- 第 8 条 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 監事は本会の事業及び会計の監査を行う。

(役員の任期)

- 第 9 条 役員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

(会議)

- 第 10 条 会議とは連絡協議会及び役員会をいう。
- 2 会議は会長が招集する。
 - 3 定時連絡協議会は毎年 1 回開催し、臨時連絡協議会及び役員会は会長が必要と認めた時に開催する。
 - 4 会議の議長は会長があたる。

(連絡協議会)

- 第 11 条 連絡協議会は第 5 条の協議会委員によって構成し、情報・意見交換等を行うとともに本会の事業に関し必要な事項を決議する。

(役員会)

- 第 12 条 役員会は役員によって構成し、本会の重要な事項を審議するとともに、連絡協議会の議を経た事業を推進する。

(事業年度)

- 第 13 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計)

- 第 14 条 本会の運営に必要な経費は各青年部会の会費及び県法連の補助金その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 会費の額は連絡協議会の決議によって定める。

(会則変更)

- 第 15 条 会則は連絡協議会において出席者の過半数の同意をもって変更することができる。

附 則

この会則は福井県法人会青年部会連絡協議会会則（平成 2 年 5 月 17 日施行）を改正し平成 28 年 6 月 22 日より施行する。